

移転価格ガイドブックの公表

国税庁は移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～を公表しました。移転価格ガイドブックは、①移転価格に関する国税庁の取組み方針②移転価格税制の適用におけるポイント③同時文書化対応ガイドの3部構成となっています。

①国税庁の取組み方針

平成29年7月から具体的な取組として「同時文書化対象取引に関する個別照会への対応」「移転価格文書化制度に関する指導、助言等のための企業訪問の実施」などが掲げられています。

個別照会

ローカルファイル等を作成するにあたって企業の希望により国税局の担当官が相談に応じてくれるのみで事前確認とは異なります。

| | 個別照会 | 事前確認 |
|----|---|------------------------------------|
| 目的 | ローカルファイル等の作成 | 法人の予測可能性を確保（納税者） 適正・円滑の執行（税務当局） |
| 窓口 | 東京・大阪国税局 調査第一部国際情報第一課 等 (資本金1億円以上や外国法人等の場合) | 所轄税務署長 |
| 手続 | 事前に電話予約の上、面談をする。 (面談前に資料を郵送) | 確認申出書(様式2)と添付資料を提出する。 |
| 時期 | 任意 | 事前確認を受けようとする事業年度のうち最初の事業年度開始の日まで |
| 回答 | 口頭での回答 | 確認通知書(様式3)等を交付 |
| 効果 | 書面等で示された事実関係を前提としており異なる事実関係や新たな事実関係があった場合は異なる課税関係となる。 | 事前確認の内容に適合する場合は独立企業間価格として取り扱う。 |

企業訪問の実施

西 山 会 計 事 務 所
<http://nishiyama-accountingfirm.com>

税務調査とは異なりますが移転価格税制全般についての取組状況や同時文書化対象取引の概要を聴取されます。

ローカルファイルを作成している場合には記載内容の確認、ヒアリング等も行われ必要に応じて指導や助言も受けることもあります。

②移転価格税制の適用におけるポイント

納税者の移転価格税制やその適用に対する理解を深め、自らの国外関連取引に関する移転価格税制上の検討を行う際の参考資料を提供することを目的としたものであり、できるだけ分かりやすく記載する観点から取引や視点などが簡易に記載されています。

各事例について「**納税者の視点**」と「**調査担当者の視点**」として主張するポイントが簡潔に記載されているので、移転価格税制に馴染みのない営業部、購買部等の社員にも理解が深まる内容かと思えます。

③同時文書化対応ガイド

納税者が自らローカルファイルを作成する際の参考資料として2つのサンプルを提示しています。

【移転価格ガイドブックのHP】

https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2016/kakaku_guide/pdf/ikkatsu.pdf